


所管部課	市民部 課税課	部長	関田 新一			
件名	東大和市税減免規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市税条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>平成28年第4回市議会定例会第77号議案「東大和市税条例等の一部を改正する条例」により同条例の一部を改正したことに伴い、「東大和市税減免規則」様式の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 第1号様式の改正（個人市・都民税及び特別土地保有税の減免申請に伴うマイナンバーについて、記載不要である旨を表記する。）</p> <p>(2) 施行日 公布日。</p> <p>(3) 影響および効果 法に基づいた適正な事務の執行ができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。